

# 第2章 国民と防衛省・自衛隊

防衛省・自衛隊が、その防衛力を最大限効果的に機能させるためには、これを下支えする人的基盤を充実・強化させることがきわめて重要である。また、防衛省・自衛隊の様々な活動は、国民一人ひとり、そして、地方公共団体などの理解と協力があってはじめて可能となるものであり、地域社会・国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めていく必要がある。

## 第1節 防衛力を支える人的基盤

### 1 防衛省・自衛隊の職員の募集・採用

防衛省・自衛隊が各種任務を遂行するためには、質の高い人材を確保することが必須の条件であり、様々な制度を設けて職員の募集・採用を行っている。

参照 資料64（防衛省職員の内訳）

#### 1 募集

近年、防衛省・自衛隊に対する国民の期待と支持はこれまで以上に高くなっている。その一方で、わが国では、少子化・高学歴化が進み、募集の対象となる人口が減少しており、自衛官の募集環境は、ますます厳しくなっている。これを踏まえ、わが国の防衛という自衛隊の任務の特性上、自衛隊に興味を持つ者、または自衛官を志望する者に対し、国の防衛の担い手という役割、業務や訓練、特殊な生活環境（営内生活など）や人事管理（若年定年制、任期制、階級制度）などを詳細に説明したうえで、確固とした入隊意思を持つ優秀な人材を、広く全国から募る必要がある。

参照 図表IV-2-1-1（募集対象人口の推移）

このため、防衛省・自衛隊では、学校説明会、就職情報誌への広告掲載などに加え、時代の変化に応じた募集活動を充実させ、全国50か所（北海道に4か所、各都府県に1か所）に自衛隊地方協力本部を置き、陸・海・空自で部隊勤務経験のある自衛官を広報官として配置し、学校関係者の理解と募集相談員などの協力を得ながら、志願者個々のニーズに対応できるようにしている。

また、地方公共団体は、募集期間などの告示、広報宣伝などの自衛官の募集事務の一部を行うこととされており、防衛省は、そのための経費を地方公共団体に配分している。より質の高い隊員を確保していくためには、地域に密着した地方公共団体による募集協力を含め、募集活動をより充実させていくことが不可欠である。

#### 2 採用

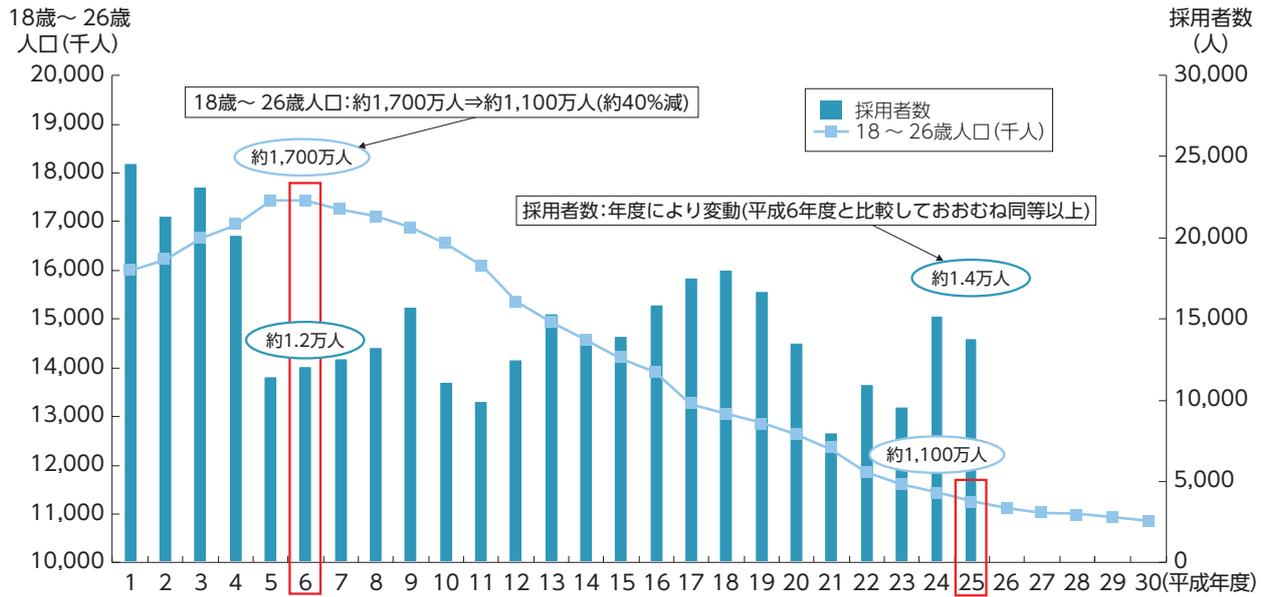
##### (1) 自衛官

自衛官は、志願制度（個人の自由意志に基づく入隊）のもと、幹部候補生、一般曹候補生<sup>1</sup>、自衛官候補生<sup>2</sup>、防衛

1 最初から定年制の「曹」に昇任する前提で採用される「士」のこと。18歳以上27歳未満の者を曹候補者である自衛官に採用する制度である。

2 自衛官として任官する前に、必要な使命感、責任感、団結心、規律心、法令遵守精神などの心構えを十分にかん養する教育を行うため、「自衛官候補生」として採用し、当該教育を修了した後、2等陸・海・空士である自衛官に任期を定めて任用する、10（平成22）年7月より施行された制度である。

図表Ⅳ-2-1-1 募集対象人口の推移



資料出典：平成25年度以前(平成17年度および平成22年度を除く。)は、総務省統計局「我が国の推計人口(大正9年～平成12年)」および「人口推計年報」による。平成17年度および平成22年度は総務省統計局「国勢調査報告」による人口を基に国立社会保障・人口問題研究所が、年齢「不詳人口」を按分補正した人口である。平成26年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月の中位推計値)による。

大学校学生、高等工科学校生徒<sup>3</sup>など様々な区分に応じて募集される。

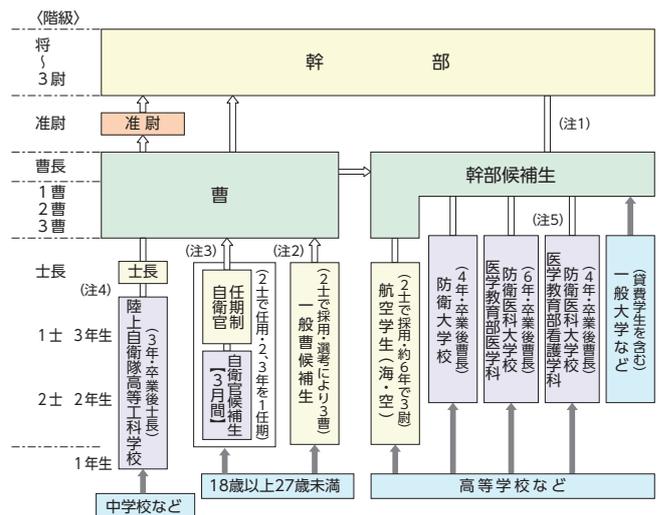
参照 図表Ⅳ-2-1-2 (自衛官の任用制度の概要)

自衛官は、その職務の特殊性のため、一般の公務員とは異なる人事管理<sup>4</sup>を行っている。その中でも、一般の公務員と比べて大きく異なる点は、自衛隊の精強さを保つため、「若年定年制」や「任期制」という制度をとっている点である。採用後、各自衛隊に入隊した自衛官は、各自衛隊の教育部隊や学校で基本的な教育を受け、その間、一人ひとりの希望や適性などに応じた職種が決定され、その後全国の部隊などへ赴任する。

参照 資料65 (自衛官の定員および現員)、資料66 (自衛官などの応募および採用状況(平成25年度))

参照 図表Ⅳ-2-1-3 (自衛官の階級と定年年齢)

図表Ⅳ-2-1-2 自衛官の任用制度の概要



(注) 1 医科・歯科・薬剤幹部候補生は、医師・歯科医師・薬剤師国家試験に合格し、所定の教育訓練を修了すれば、2尉に昇任  
 2 平成19年度の採用までは、一般曹候補学生と曹候補士  
 3 任期制自衛官の初期教育を充実させるため、10(平成22)年7月から、入隊当初の3か月間を非自衛官化して、定員外の防衛省職員とし、基礎的教育訓練に専従させることとした。  
 4 自衛隊生徒については、平成22年度の採用から、自衛官の身分ではなく、定員外の新たな身分である「生徒」に変更。新たな生徒についても、通信教育などにより生徒課程終了時(3年間)には、高等学校卒業資格を取得  
 5 3年制の看護学生は、平成25年度をもって採用を終了。平成26年度より、防衛医科大学校医学教育部に4年制の看護学科を新設  
 6 採用試験 → 試験または選考

- 3 将来陸自において高機能化・システム化された装備品を駆使・運用するとともに、国際社会において自信をもって対応できる自衛官となる者を養成するために、中学校卒業予定者を対象に採用する制度である。平成23年度の採用から、従来の一般試験に加えて、中学校校長などの推薦を受けた者の中から、高等工科学校生徒として相応しい者を選抜する推薦試験制度を導入した。
- 4 自衛隊員は、自衛隊法に定められた防衛出動などの任務にあたる必要があることから、国家公務員法第2条で特別職の国家公務員と位置づけられ、一般職公務員とは独立した人事管理が行われている。

VOICE

## 全国大会優勝! 高等工科学校軟式野球部

陸自武山駐屯地 (神奈川県 横須賀市)

陸上自衛隊高等工科学校 防衛教官 (野球部顧問)

つるぶち 鶴洲

てつや 鉄矢



陸上自衛隊高等工科学校 (高工校) 軟式野球部は、08 (平成20) 年に高等学校野球連盟に加盟し、13 (同25) 年夏、6年目にして、第58回全国高等学校軟式野球選手権大会に初出場し、見事、全国制覇を果たしました。

高工校では、中学校を卒業した15歳から18歳の少年が、3年間の寮生活で勉学とスポーツに励みつつ、将来自衛官になるための教育を受けます。また、県内の横浜修悠館高校と提携しており高等学校卒業資格も取得できます。

本大会で高工校軟式野球部は、8月26日～30日までの間、初出場のプレッシャーをはねのけ、順調に勝ち進み、決勝戦

では、四国の強豪校である新田高校との延長戦の末、サヨナラ勝ちしました。この延長戦の際、エースの鮫島生徒 (当時) は右ふくらはぎを痛めていましたが、他の選手の集中力を乱したくないばかりに、黙々と気力で投球し続けました。このとき彼を支えていたのは自分の背後で一心に持ち場を守っている仲間の姿や、「(打たれても) 俺たちが絶対点を取ってやる」という励ましの言葉でした。試合後このことを知った私は、彼らのいじらしさについて目頭が熱くなりました。

本大会に出場した高工校野球部員総勢56名のうち鮫島生徒を含む3年生23名は、14 (同26) 年3月21日、卒業の日を迎え、国防の任に就くべく高工校を巣立ちました。



第58回全国高等学校軟式野球選手権大会閉会式にて優勝旗、優勝メダルを授与された高工校野球部員 (13 (平成25) 年8月30日)

図表IV-2-1-3 自衛官の階級と定年年齢

階級	略称	定年年齢
陸将・海将・空将	将	60歳
陸将補・海将補・空将補	将補	
1等陸佐・1等海佐・1等空佐	1佐	56歳
2等陸佐・2等海佐・2等空佐	2佐	
3等陸佐・3等海佐・3等空佐	3佐	
1等陸尉・1等海尉・1等空尉	1尉	54歳
2等陸尉・2等海尉・2等空尉	2尉	
3等陸尉・3等海尉・3等空尉	3尉	
准陸尉・准海尉・准空尉	准尉	53歳
陸曹長・海曹長・空曹長	曹長	
1等陸曹・1等海曹・1等空曹	1曹	53歳
2等陸曹・2等海曹・2等空曹	2曹	
3等陸曹・3等海曹・3等空曹	3曹	
陸士長・海士長・空士長	士長	-
1等陸士・1等海士・1等空士	1士	
2等陸士・2等海士・2等空士	2士	

(注)1 統幕長、陸幕長、海幕長または空幕長の職にある陸将、海将または空将である自衛官の定年は、年齢62歳

2 医師、歯科医師および薬剤師である自衛官ならびに音楽、警務、情報総合分析、画像地理・通信情報の職務にたずさわる自衛官の定年は、年齢60歳(新中期防には、「60歳定年職域の定年の在り方を見直す」ことを記載)

### (2) 即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補

有事などの際は、事態の推移に応じ、必要な自衛官の所要量を早急に満たさなければならない。この所要量を迅速かつ計画的に確保するため、わが国では即応予備自衛官、予備自衛官および予備自衛官補の三つの制度<sup>5</sup>を設けている。

参照 図表IV-2-1-4 (予備自衛官などの制度の概要)

#### ア 予備自衛官

予備自衛官は、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、後方支援、基地警備などの要員として任務に就くこととなっている。

予備自衛官は、退職した自衛官の志願に基づき選考により採用される場合と、予備自衛官補としての教育訓練のすべてを修了した後に任用される場合があり、平素は社会人として各々の職業に従事しつつ、現在は年間5日間

5 諸外国でも、予備役制度を設けている。

図表Ⅳ-2-1-4 予備自衛官などの制度の概要

	予備自衛官	即応予備自衛官	予備自衛官補
基本構想	○防衛招集命令などを受けて自衛官となって勤務	○防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令などを受けて自衛官となって、あらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務	○教育訓練修了後、予備自衛官として任用
採用対象	○元自衛官、元即応予備自衛官、元予備自衛官	○元自衛官、元予備自衛官(元自衛官出身)	(一般・技能共通) ○自衛官未経験者(自衛官勤務1年未満の者を含む。)
採用年齢	○士:18歳以上37歳未満 ○幹・准・曹:定年年齢に2年を加えた年齢未満	○士:18歳以上32歳未満 ○幹・准・曹:定年年齢に3年を減じた年齢未満	○一般は、18歳以上34歳未満、技能は、18歳以上で保有する技能に応じ53歳から55歳未満
採用など	○志願に基づき選考により採用 ○教育訓練を修了した予備自衛官補は予備自衛官に任用	○志願に基づき選考により採用	○一般:志願に基づき試験により採用 ○技能:志願に基づき選考により採用
階級の指定	○元自衛官:退職時指定階級が原則 ○即応予備自衛官:現に指定されている階級 ○元予備自衛官、元即応予備自衛官:退職時指定階級が原則 ○予備自衛官補 ・一般:2士 ・技能:技能に応じ指定	○元自衛官:退職時階級が原則 ○元予備自衛官:退職時指定階級が原則	○階級は指定しない
任用期間	○3年/1任期	○3年/1任期	○一般:3年以内 ○技能:2年以内
(教育)訓練	○法律では20日/年以内。ただし、5日/年(基準)で運用	○30日/年	○一般:50日/3年以内(自衛官候補生課程に相当) ○技能:10日/2年以内(専門技能を活用し、自衛官として勤務するための教育)
昇進	○勤務期間(出頭日数)を満足した者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	○勤務期間(出頭日数)を満足した者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	○指定階級がないことから昇進はない
処遇など	○訓練招集手当: 8,100円/日 ○予備自衛官手当: 4,000円/月	○訓練招集手当: 10,400~14,200円/日 ○即応予備自衛官手当: 16,000円/月 ○勤続報奨金: 120,000円/1任期 ○雇用企業給付金: 42,500円/月	○教育訓練招集手当: 7,900円/日 ○防衛招集等応招義務は課さないことから、予備自衛官手当に相当する手当は支給しない
応招義務など	○防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集	○防衛招集、国民保護等招集、治安招集、災害等招集、訓練招集	○教育訓練招集

の訓練招集に参加して、練度の維持に努めている。

## イ 即応予備自衛官

陸上自衛隊に導入されている即応予備自衛官は、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、あらかじめ指定された第一線部隊の一員として、現職自衛官とともに任務につくこととなっている。

即応予備自衛官は、退職した自衛官、予備自衛官として任用されている者の志願に基づき選考により採用され、平素は社会人としてそれぞれの職業に従事しつつ、必要とされる練度を維持するため、指定された部隊で年間30日の訓練招集に参加している。

## ウ 予備自衛官補

自衛官未経験者を対象とする予備自衛官補制度は、防衛基盤の育成・拡大を図り、予備自衛官を安定的に確保し、医療、語学などにおける民間の優れた専門技術を有効活用することを目的とした制度であり、一般と技能の二つの採用区分がある。技能の採用区分では、医療従事者、語学、情報処理、法務、放射線管理などの技能資格者を採用している。予備自衛官補は、自衛官として勤務するために必要な教育や訓練を修了した後、予備自衛官として任用される。

## エ 予備自衛官などに関する施策

### (ア) 雇用企業の協力

予備自衛官などは、平素はそれぞれの職業などについているため、必要な技能のレベルを維持するには仕事のスケジュールを調整したり休暇を利用するなどして、訓練招集に参加する必要がある。また、有事などの際には、活動期間が長くなるとともに、複数回招集される可能性がある。したがって、これらの制度を円滑に運用するためには、予備自衛官などを雇用する企業の理解と協力が不可欠である。特に、即応予備自衛官は、年間30日の訓練が必要であるため、雇用企業に対して休暇取得への配慮などの必要な協力を求めることになる。

このため防衛省は、即応予備自衛官が安心して訓練に参加できるよう、訓練参加などのために必要な措置を行っている雇用企業などに対し、その企業が負うことになる負担を考慮し、「即応予備自衛官雇用企業給付金」を支給している。

### (イ) さらなる予備自衛官の活用など

新防衛大綱は、より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、予備自衛官などの幅広い分野での活用を進めるとともに、充足向上などのための施策

VOICE

陸自「予備自衛官制度」創設60周年および予備自衛官の声



平成26年度は、陸自の予備自衛官制度創設から60周年にあたります。  
 わが国を取り巻く安全保障環境の変化に対応するため予備自衛官の制度も多様化し、平成9年度には現役自衛官とともに第一線部隊に配置される即応予備自衛官制度、そして平成13年度には自衛官未経験者を対象とし、防衛基盤の育成・拡大、予備自衛官の安定的確保、民間の優れた専門技術を有効活用するための予備自衛官補制度が導入されました。また、11（平成23）年の東日本大震災においては、即応予備自衛官および陸海空予備自衛官が初めて災害招集され、即応予備自衛官は行方不明者の捜索や生活支援活動など、予備自衛官は通訳や駐屯地警備といった後方支援業務などにより、国民や地域社会の期待に応えました。



第1回予備自衛官招集訓練

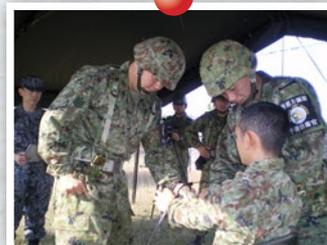


予備自衛官制度創設60周年ポスター

熊本地方協力本部（熊本県 熊本市）予備2等陸尉  
 （デイサービスまごころ本舗 すずかけ苑 苑長（施設長）） はやた きよはる 早田 清治

～鎮西25演習に参加して～

13（平成25）年11月の5日間、陸自西部方面隊で実施された鎮西25演習に、初めて招集されました。平素は介護関係の業務に従事している私ですが、訓練では、捕虜などの輸送、収集所での受入れなど、初めての経験ばかりでした。とまどいもありましたが、現役自衛官の方々の訓練展示がどれもすばらしく、大いに役立ちました。一方で、有事には現役の方たちとともに任務を果たさなければならない私たち予備自衛官の役割と責任の重さを感じつつ、今後の訓練に積極的に取り組む決意を新たにしました。



捕虜などの所持品検査を実施する筆者（右端）

広島地方協力本部（広島県 広島市）予備海士長  
 （あまみエフエム ディ!ウェイブ 放送制作部） なかた けんじ 中田 健治

～日本の安全保障を担う自衛隊の力になりたい～

私が予備自衛官を志望したのは、“日本の安全保障を担う自衛隊の力になりたい”からです。私は自衛隊を退職後、営業の仕事を経て地元の奄美大島に戻り、現在の会社で日々の番組制作に携わり、放送用の機器を操作する“オペレーター”として勤務しています。まだ、入社して間もないため、覚えることは多く、技術も技能も半人前ですが、毎日流れるラジオ放送を支えるスタッフの一人として奮闘しています。放送と同様に、災害や有事の際に重要な役割を果たす自衛隊は、国民の安全・安心を守り、信頼される存在なのだと感じています。私も予備自衛官の一人として、有事の際には任務を遂行することができるように、日頃から自覚を持ち続けたいと思います。



職場での仕事風景

愛知地方協力本部（愛知県 名古屋市）予備空士長  
 （三菱重工業株式会社） たけぐち ゆきなり 竹口 千雅

～自衛隊の一翼を担えるように～

私は現在、航空自衛隊での航空機整備の経験を活かし三菱重工業株式会社においてF-15戦闘機に搭載されている装備品の整備をしています。私が自衛隊を退職して、5年後に東日本大震災が発生し、被災地の状況をテレビなどで見た時、自分に何か出来ないかと改めて感じ、予備自衛官を志願しました。まだ予備自衛官としての経験は浅いですが、自衛官時代に培った知識や経験を活かし、有事の際には自衛隊の一翼を担えるよう、日々鍛錬していきたいと思っています。



三菱重工業株式会社にて勤務する筆者

を実施するとしている。たとえば、割愛により民間部門に再就職する航空機操縦士を予備自衛官として任用することを推進する。また、平成26年度は、自衛隊が予備自衛官制度を創設して60周年の節目を迎えることから、より一層の制度の周知を推進していく。

【参照】Ⅱ部4章3節（新防衛大綱の内容）、Ⅱ部5章1節（コラム：自衛隊操縦士の割愛）

### (3) 事務官、技官、教官など

防衛省・自衛隊には、自衛官のほか、約2万1,000人の事務官、技官、教官などが隊員として勤務している。防衛省では、主に、人事院が行う国家公務員採用総合職試験および国家公務員採用一般職試験ならびに防衛省が行う防衛省専門職員採用試験の合格者から採用を行っている。採

用後は共通の研修を受けたうえで、様々な分野で業務を行っている。

事務官は、内部部局での防衛全般に関する各種政策の企画・立案、情報本部での分析・研究、全国各地の部隊や地方防衛局などでの行政事務（総務、人事、予算、渉外、基地対策など）に従事している。

技官は、内部部局、技術研究本部、装備施設本部、全国各地の部隊や地方防衛局などで、各種の防衛施設（司令部庁舎、滑走路、弾薬庫など）の建設工事、様々な装備の研究開発・効率的な調達・維持・整備、隊員のメンタルヘルスケアなどに従事している。

教官は、防衛研究所や防衛大学校、防衛医科大学校などで、防衛に関する高度な研究や隊員への質の高い教育を行っている。

## Q&A 技能集団としての防衛省・自衛隊



防衛省・自衛隊で働く人たちは、どのような資格などを持っているのですか？



防衛省・自衛隊は、防衛・警備、各種災害対応、国外におけるPKO活動など、あらゆる事態・状況において確実に任務を遂行するため、ある程度の期間、民間のインフラや技術に依存せずに活動する能力、いわゆる組織としての「自己完結性」を保持しています。そのため、防衛省・自衛隊には、様々な資格・技能を有する隊員（自衛官、事務官、技官、教官など）がいます。

たとえば、装備品の運用に関連するものとしては、大型特殊車両、海技士、小型船舶操縦士、事業用操縦士、自動車整備士、気象予報士、無線通信士などの資格を有する隊員がいるほか、レンジャー、空挺、格闘、スキー、潜水士、救難員、機上整備員、射撃、らっば吹奏などの特技を有する隊員がいます。また、隊員が日々勤務する駐屯地・基地などには、建築士、電気工事士、ボイラー技士、危険物取扱者、栄養士、ネットワークスペシャリスト、補給整備、消防などの資格・特技を有する隊員が勤務しており、部隊活動の基盤となる衣食住を隊員自らが支えています。そのほか、医師、看護師、薬剤師、救急救命士などの資格を有する隊員が、自衛隊病院や駐屯地医務室などにおいて医療業務を行うとともに、教員免許の資格を有する隊員が自衛隊内の教育機関で勤務しています。

このように、防衛省・自衛隊は様々な資格などを有する隊員からなる技能集団としての一面を有しており、まさに社会の縮図とも言えます。



気象予報士によるブリーフィング風景



航空交通管制技能証明保有者による  
航空管制業務

## 2 日々の教育訓練

教育訓練は、自衛隊の任務遂行能力を強化するためにきわめて重要であることから、自衛隊は種々の制約の中、事故防止などの安全確保に細心の注意を払いつつ、隊員の教育や部隊の訓練などを行い、精強な隊員や部隊の育成に努めている。

### 1 自衛官の教育

部隊を構成する自衛官個々の能力を高めることは、部隊の任務遂行に不可欠である。このため、自衛隊の学校や教育部隊などで、階級や職務に応じて段階的かつ体系的な教育を行い、必要な資質を養うと同時に、知識・技能を修得させている。

たとえば、航空機の操縦士や航空管制官などの養成には長い期間にわたる教育を要するうえ、これらの教育には特殊な技能を持つ教官、装備品や教育施設を整備する必要もある。このように、教育には、防衛省・自衛隊として非常に大きな人的・時間的・経済的努力が必要である。また、専門の知識・技能をさらに高める必要がある場合や、自衛隊内で修得することが困難な場合などには、海外留学を含め、部外教育機関<sup>6</sup>、国内企業、研究所などに教育を委託している。

【参照】資料67（自衛官の教育体系の概要）

特に近年は、統合運用体制を強化するため、上級部隊指揮官または上級幕僚となる幹部自衛官が統合教育を受ける統合幕僚学校<sup>7</sup>を主体とする統合教育体系を形成し、同校



陸・海・空における教育訓練の一場面

6 平成26年度の部外教育機関は、国内では東京工業大学、早稲田大学など、海外では米国国防大学、ハーバード大学などがある。

7 統合幕僚監部に附置される学校で、幹部自衛官に対し統合運用に関する教育を行っている。

をはじめ陸・海・空各自衛隊の幹部学校<sup>8</sup>などにおける統合教育を充実させている。

## 2 自衛隊の訓練

### (1) 各自衛隊の訓練

各自衛隊の部隊などで行う訓練は、隊員それぞれの職務に必要な技量の向上を目的とした隊員個々の訓練と、部隊の組織的な能力の練成を目的とした部隊の訓練とに大別される。隊員個々の訓練は、職種などの専門性や隊員の能力に応じて個別的、段階的に行われる。部隊の訓練は、小部隊から大部隊へと訓練を積み重ねながら、部隊間での連携などの大規模な総合訓練も行っている。

**参照** 資料68（主要演習実績（平成25年度））

また、わが国の防衛のための訓練に加え、国際平和協力活動や大規模災害への対応など、近年の自衛隊の任務の多様化に対応した訓練の充実にも努めている。さらに、統合運用および各種事態への対応の強化を図るため、自衛隊の統合運用および各自衛隊による二国間、多国間の共同訓練の拡大も図っている<sup>9</sup>。

### (2) 訓練環境

自衛隊の訓練は、可能な限り実戦に近い環境において行うよう努めているが、制約も多い。こうした制約に対応するため、各自衛隊は限られた国内演習場などを最大限に活

用している。また、新防衛大綱および新中期防では、全国の部隊が北海道の良好な訓練環境を一層活用することとしている。また、国内では得られない訓練環境を確保できる米国およびその周辺海空域において実射訓練や共同訓練を行い、より実戦的な訓練を行うよう努めている。

**参照** 資料69（各自衛隊の米国派遣による射撃訓練などの実績（平成25年度））

## 3 安全管理への取組

自衛隊の任務がわが国の防衛であることなどから、訓練や行動に危険がともなうことは避けられない。しかし、国民の生命や財産に被害を与えたり、隊員の生命を失うことなどにつながる各種の事故は、絶対に避けなければならない。このため、防衛省・自衛隊は、艦艇・航空機の運航や射撃訓練などの日頃の訓練の際に、安全確保に最大限留意するなど、平素から安全管理に一丸となって取り組んでいる。

14（平成26）年1月15日に起きた、海自輸送艦「おおすみ」と小型船との衝突事案については、海上保安庁による事故原因などの捜査へ全面的な協力を行ってきた。今般の事故を受け、防衛省・自衛隊としても防衛省事故対策会議などの結果を踏まえ、今後も事故の原因究明や再発防止の徹底などに全力で取り組む考えである。

<sup>8</sup> 各自衛隊の幹部自衛官などに対する、安全保障や防衛戦略などの教育を行う各自衛隊の機関

<sup>9</sup> わが国への直接の脅威を防止・排除するための演習である自衛隊統合演習、日米共同統合演習、弾道ミサイル対処訓練などのほか、国際平和協力活動などを想定した国際平和協力演習、捕虜などの取扱いについて演練する統合国際人道業務訓練などがある。



## 北海道の訓練環境のさらなる活用について

北海道には、矢臼別演習場、北海道大演習場、上富良野演習場などの広大な演習場が存在し、その総面積は陸自演習場全体のおおむね半分を占めており、訓練目的や部隊規模に応じた各種訓練を行うことが可能な恵まれた訓練環境を有している。

自衛隊が島嶼部に対する攻撃をはじめとする各種事態に的確かつ迅速に対応するためには、各種訓練を充実・強化することが必要であり、そのためには北海道の恵まれた訓練環境をより一層活用していくことが重要である。

全国の部隊が訓練のために北海道まで移動することは一見負担ともとれるが、全国に機動展開する陸自部隊にとっては、この移動そのものが非常に重要な訓練となる。

また、戦車や火砲などのあらゆる火器を組み合わせ使用できる射撃場や、新編される「水陸機動団（仮称）」のための着上陸訓練場の整備、部隊の練度評価を専門的に行う部隊の編成などを行い、北海道により質の高い訓練環境を整えることにより、さらなる部隊の練度向上が期待できる。



北海道の訓練環境（イメージ）

### 3 人的資源の効果的な活用に向けた施策など

防衛省・自衛隊は、昨今の少子化・高学歴化や自衛隊の任務の多様化などに的確に対応していくため、防衛力の能力発揮の基盤である人的資源を効果的に活用するための様々な施策を推進している。

#### 1 人事制度改革に関する施策

自衛隊の人的構成については、07大綱、16大綱および22大綱により全体の定数が削減されてきた。一方、装備の高度化、任務の多様化・国際化などへの対応のため、部隊などにおいて、より一層熟練した者、専門性を有する者が必要となっている。

このような状況を踏まえ、新防衛大綱は、自衛隊の精強性を適切に確保し、厳しい財政事情のもとで人材を有効に活用する観点から、人事制度改革に関する施策を行うこととしている。そのため、各自衛隊の任務や特性を踏まえつ

つ、適正な階級構成および年齢構成を確保するための施策を実施することとしている。具体的には、新中期防で、60歳定年職域の定年のあり方の見直しや中途退職制度の積極的な活用、より適切な士の人事管理など、幹部・准曹・士の各階層において年齢構成の適正化のための施策を講ずる。また、航空機操縦士を民間部門に操縦士として再就職させる施策（割愛）を実施する。さらに、幹部や准曹の最終昇任率を見直すほか、精強性を維持するため、体力的要素にも配慮したより適切な人事管理を行うこととしている。

【参照】Ⅱ部5章1節（コラム：自衛隊操縦士の割愛）

#### 2 隊員の処遇の充実

自衛隊が対応すべき事態は、昼夜の別なく起こるものである。特に自衛官の職務は、各種の作戦を行うための航空

機への搭乗、長期間にわたる水上艦艇や潜水艦での勤務、落下傘での降下など厳しい側面がある。このため、防衛省・自衛隊は、隊員が誇りを持ち安心して職務に専念できるよう、職務の特殊性を考慮した俸給と諸手当の支給、医療や福利厚生などの充実を図っている。また、新防衛大綱および新中期防では、防衛功労章の拡充をはじめ、栄典・礼遇に関する施策を推進することとしている。

### 3 女性自衛官のさらなる活用など

防衛省・自衛隊は、男性のみならず、女性にも広く門戸を開放し、任務を遂行しており、14（平成26）年3月末現在、女性自衛官は、約1.3万人（全自衛官の約5.6%）となっている。10年前（04（同16）年3月末時点で全自衛官の約4.6%）と比較すると、1.0ポイント増となっており、女性自衛官の比率は近年増加傾向にある。女性自衛官は、母性の保護、男女間のプライバシー確保などを総合的に勘案し、一部の配置を制限（戦車、潜水艦、戦闘機など）しているものの、護衛艦への乗組や哨戒機、輸送機などの操縦に従事しているほか、各幕僚監部や司令部などの自衛隊の中核でも活躍の場が拡大してきている。

防衛省・自衛隊としては、引き続き、女性自衛官の採用・登用のさらなる拡大を図るため、11（同23）年3月、「防

衛省における男女共同参画に係る基本計画（平成23年度～平成27年度）」<sup>10</sup>を策定した。女性自衛官が途中で退職することなく、仕事と家庭生活を両立しつつ、さらに活躍の場が広がるような様々な施策を検討・実施することとしている。たとえば、意欲と能力を有する女性自衛官の、自衛隊の司令部などの中枢における業務への積極的な参画、国際平和協力活動への女性自衛官のさらなる活用および育児休業代替要員制度の積極的な運用を行っている。

新防衛大綱および新中期防においても、一層効果的な人材活用を図るための女性自衛官のさらなる活用を掲げており、今後も、様々な施策に重層的に取り組んでいく。



森内閣府特命担当大臣（消費者および食品安全、少子化対策、男女共同参画）を訪問する防衛省の服務管理官（課長級）と女性幹部自衛官【内閣府HP】



陸・海・空自の女性自衛官

10 同計画においては、女性自衛官のみならず、女性事務官などについても同様に採用・登用の拡大を図るとともに、男性職員の育児・介護にかかる施策なども検討することとしている。

VOICE

様々な現場で活躍する女性自衛官

陸自国分駐屯地（鹿児島県 霧島市）

第12普通科連隊 重迫撃砲中隊 有線通信陸曹 3等陸曹 <sup>ながえ</sup> <sup>まみ</sup> 永江 麻美



私は、中隊の有線通信陸曹として勤務しています。他の隊員と同様、長期間の演習をはじめ、射撃、行進、市街地戦闘などの各種訓練もこなしたうえで庶務業務も担当しているので非常に忙しく、体力的に厳しいときもあります。

13（平成25）年10月に同じ中隊の先輩隊員と結婚しましたが、同じ自衛官ですから、夫婦のどちらかが演習や教育に参加すると、二人で過ごす時間はなかなか確保できません。しかし、そのことで、かえってお互いに思いやりの気持ちを持てるようになりました。早朝から厳しい訓練がある時でも頑張って朝食を作っていますし、主人も家事を手伝ってくれます。また、「いつもありがとう」の言葉に私もやりがいを感じます。これからもお互いに支えあえる関係でありたいです。そして、妻として家庭をしっかりと守るとともに、自衛官として国防の任務に邁進していきたいと思ひます。



中隊訓練において有線通信を行う筆者（手前）

海自館山航空基地（千葉県 館山市）

第21航空隊 第211飛行隊 3等海曹 <sup>のだ</sup> <sup>ゆきこ</sup> 野田 有希子



私は、海自の哨戒ヘリコプターで女性初の航空士として勤務しています。航空士を志したきっかけは、東日本大震災でのヘリコプターの活躍でした。震災当時、私はヘリコプターに搭載する電子機器の整備に携わっていました。発災後、館山航空基地から多くのヘリコプターが飛び立ち、行方不明になられた方の捜索・救助などで活躍し、多くの国民が応援してくれている様子を見て、私も搭乗員として現場で活躍したいと強く感じるようになりました。

海自の哨戒ヘリコプターは操縦士2名と航空士2名で運航され、洋上における哨戒や救難などの任務に従事します。少人数での運航になるため、一人ひとりが役割を十分に果たさなければ任務を達成できません。したがって、時には厳しく指導され、挫けそうになることもあります。今後も訓練を重ねて、あらゆる任務に対応できる航空士となるように頑張ります。



飛行前の点検を行う筆者

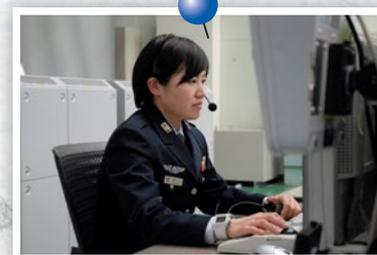
空自入間基地（埼玉県 狭山市）

中部航空警戒管制団 中部防空管制群 防空管制隊 3等空曹 <sup>さきかわ</sup> <sup>かな</sup> 崎川 加菜



私は、入間基地の防空管制隊で勤務しています。平時における主な任務は対領空侵犯措置であり、レーダーによる24時間の警戒監視を実施しています。また、彼我不明機を探知した場合には要撃機の緊急発進などにより、わが国の領空を保全するための対処をしています。近年は、わが国周辺での航空機の活動が活発になっており、緊急発進の回数も増加していることから、職場ではピリピリした緊張感に包まれる機会が非常に多くなっていると感じています。また、職場では男女分け隔てなく職務を遂行できることにやりがいを感じています。

これからも国防の最前線である警戒管制部隊の一員として、この仕事に誇りを持ち、この蒼い空を守っていきたく思います。



警戒監視中の筆者



## 防衛省・自衛隊の子育て支援



防衛省・自衛隊の隊員、特に自衛官は、災害派遣、夜間勤務や不定期な人事異動など勤務態勢が不規則であるため、自衛隊の特性にあった保育の場の確保や常時即応態勢を維持するために、庁内託児施設の設置や災害派遣などの緊急登庁時における子供の一時預かりのための体制を整備している。

庁内託児施設では、0歳から未就学児を対象とし、基本保育のほかに、延長保育、一時保育、夜間保育、緊急一時保育などを行っている。防衛省・自衛隊は、07（平成19）年に陸自三宿駐屯地、09（同21）年に陸自熊本駐屯地、10（同22）年に海自横須賀地区、11（同23）年に陸自<sup>まごまな</sup>駒内駐屯地に開設している。また、15（同27）年には、陸自朝霞宿舍地区に開設を予定している。

災害派遣などの緊急登庁時における子供の一時預かりでは、他に預け先がなく帯同して登庁せざるを得ない隊員の子供を、おおむね5日間、駐屯地・基地（平成25年度末現在150か所）において一時的に預かることとしており、そのために必要な安全マットやベビーベッドなどを整備している。

また、仕事と育児の両立支援のため、休暇などの制度も整備されている。たとえば、子の看護のための休暇があり、これは小学校就学前までの子を看護（予防接種、健康診断を含む）する隊員が、1年につき5日、子が2人以上の場合は10日取得できるものである。ほかに、早出遅出勤務があり、これは小学校就学前までの子を養育する隊員、小学校に就学している子を放課後児童クラブなどに送迎する隊員、親族を介護する隊員に関して、1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業の時刻を変更することを認める制度である。



庁内託児施設「このはな保育園」（海自横須賀地区）

### 4 隊員の子育て支援への取組

現在、防衛省では、10（同22）年3月に策定した「防衛省特定事業主行動計画（平成22年度～平成26年度）」に基づき、特に、上司および男性職員向けのハンドブックの作成や啓発講演会の実施など、男性職員の育児休業や子育てに関する特別休暇の取得促進に積極的に取り組んでいる。

また、自衛隊の特殊な勤務形態に対応するための庁内託児施設を整備するとともに、災害派遣などの緊急登庁時における子供の一時預かりについても、所要の態勢整備などを引き続き行っているところである。

### 5 家族支援への取組

平素からの取組として、部隊と隊員家族の交流や隊員家族同士の交流などの施策を推進している。また、国際平和協力活動や海賊対処行動などで海外に派遣される隊員と留

守家族の絆を維持するため、メールやテレビ電話など、派遣隊員と家族が直接連絡できる手段の確保や、隊員および留守家族間のビデオレターの交換などを行っている。また、隊員の家族に対しては、家族説明会を開催して様々な情報を提供するとともに、家族支援センターや家族相談室などを設置して各種相談に応じる態勢をとっている。

### 6 規則遵守への取組

防衛省・自衛隊では、日頃から法令などの様々な規則の遵守とその意識の高揚に取り組んでおり、12（同24）年3月には部下指導のポイントなどを解説した「服務参考資料」を配布するなど、高い規律を保持した隊員の育成に努めている。

また、「薬物乱用防止月間」、「自衛隊員等倫理週間」などの期間を設けて、遵法意識の啓発に努めている。

## 7 自衛隊員の自殺防止への取組

自衛官の自殺者は平成16年度に94人と過去最多となったが、過去3年においては、平成23年度は78人、平成24年度は79人、平成25年度は76人となっている。

自衛隊員の自殺は、隊員本人や残された御家族にとって不幸なことであると同時に、防衛省・自衛隊としても有為な隊員を失うことはきわめて残念なことである。防衛省・自衛隊としては、自殺防止のため、たとえば次のような施策を継続して行っている。

- カウンセリング態勢の拡充（部内外カウンセラー、24時間電話相談窓口、駐屯地・基地などへの臨床心理士の配置など）
- 指揮官への教育、一般隊員へのメンタルヘルスに関する教育などの啓発教育の強化
- メンタルヘルス強化期間の設定、異動など環境の変化をとともなう部下隊員に対する心情把握の徹底、各種参考資料の配布

## 8 殉職隊員への追悼など

50（昭和25）年に警察予備隊が創設され、保安隊・警備隊を経て今日の自衛隊に至るまで、自衛隊員は、国民の期待と信頼に応えるべく日夜精励し、旺盛な責任感をもって、危険を顧みず、わが国の平和と独立を守る崇高な任務の完遂に努めてきた。その中で、任務の遂行中に、不幸にしてその職に殉じた隊員は1,800人を超えている。

防衛省・自衛隊では、殉職隊員が所属した自衛隊の各部隊において、殉職隊員への哀悼の意を表するため、葬送式を行うとともに、殉職隊員の功績を永久に顕彰し、<sup>しんじん</sup>深甚なる敬意と哀悼の意を捧げるため、内閣総理大臣参加のもと行われる自衛隊殉職隊員追悼式など様々な形で追悼を行っている<sup>11</sup>。



平成25年度自衛隊殉職隊員追悼式の様子

## 9 隊員の退職と再就職のための取組

自衛隊は、精強性を保つため、若年定年制および任期制という制度を採用している。このため多くの自衛官は、一般職の国家公務員と異なり、50歳代半ば（若年定年制自衛官）または20歳代（大半の任期制自衛官）で退職することとなり、その多くは退職後の生活基盤の確保のために再就職が必要である。

これらの自衛官に対して再就職の支援を行うことは、雇用主たる国（防衛省）の責務である。自衛官の将来への不安を解消し、在職中は安心して職務に精励できるようにするとともに、その士気を高め、優秀な人材を確保するためにも、きわめて重要であり、再就職に有効な職業訓練などの援護施策を行っている。また、再就職のための取組は、退職自衛官が持つ様々な技能を社会に還元し、社会における人的インフラの強化の観点からも重要である。

防衛省には自ら職業紹介を行う権限がないため、一般財団法人自衛隊援護協会が、厚生労働大臣と国土交通大臣の許可を得て、退職自衛官に対する無料職業紹介事業を行っている。

退職自衛官は、その一人ひとりが広範な職種・職域にわたる職務遂行と教育訓練によって培われた、優れた企画力・指導力・実行力・協調性・責任感などを有している。

<sup>11</sup> 自衛隊殉職者慰霊碑は、62（昭和37）年に市ヶ谷に建てられ、98（平成10）年、同地区に点在していた記念碑などを移設し、「メモリアルゾーン」として整理された。防衛省では毎年、自衛隊殉職隊員追悼式を行っている。この式は、殉職隊員の御遺族をはじめ、内閣総理大臣と防衛大臣以下の防衛省・自衛隊高級幹部のほか、歴代の防衛大臣などが参列して営まれている。また、メモリアルゾーンにある自衛隊殉職者慰霊碑には、殉職した隊員の氏名などを記した銘板が納められている。この慰霊碑には、国防大臣などの外国要人が防衛省を訪問した際、献花が行われ、殉職隊員に対して敬意と哀悼の意が表されている。このほか、自衛隊の各駐屯地および基地において、それぞれ追悼式などを行っている。

図表Ⅳ-2-1-5 再就職援護のための主な施策

区分	就職援護施策	内容
退職予定自衛官に対する施策	職業適性検査	退職予定の自衛官に対し、適性に応じた進路指導などを行うための検査
	技能訓練	退職予定の自衛官に対し、退職後、社会において通用する技能を付与(大型自動車、大型特殊自動車、情報処理技術、クレーン、自動車整備、ボイラ、介護(ホームヘルパー)など)
	防災・危機管理教育	若年定年退職予定の自衛官に対し、防災行政のしくみおよび国民保護計画などの専門知識を付与
	通信教育	退職予定の自衛官に対し、公的資格を取得し得る能力を付与(社会保険労務士、衛生管理者、宅地建物取引主任など)
	業務管理教育	若年定年退職予定の自衛官に対し、社会への適応性を啓発するとともに、再就職および退職後の生活の安定を図るために必要な知識を付与
	就職補導教育	任期満了退職予定の自衛官に対し、職業選択の知識および再就職にあたっての心構えを付与
	進路相談等部外委託	退職予定の自衛官に対し、個々のニーズに沿った進路相談などを部外の専門家に委託
部内援護担当者に対する施策	援護担当者教育	援護担当者の質的向上を図るための労働行政、援護活動などの教育
部外に対する施策	企業主などに対する援護広報	企業主などに対する退職予定自衛官の有用性などの広報
	企業主などに対する部隊見学など招へい	企業主などを部隊などに招へいし、部隊などの見学、就職援護状況の説明などを実施

また、職務を通じ、あるいは職業訓練などにより取得した各種の資格・免許も保有している。このため、在職時の職種・職域にかかわらず、金融・保険・不動産業や建設業のほか、製造業、サービス業など幅広い分野で活躍し、雇用主から高い評価を受けている。さらに、地方公共団体の防災や危機管理の分野などにも採用され活躍している。新防衛大綱を踏まえ、今後、退職自衛官の雇用企業などに対するインセンティブを高めるための施策の検討や公的部門における退職自衛官のさらなる活用などを進め、再就職環境の改善を図っていく。

また、自衛官が安心して職務に専念できる環境を醸成するとの観点から、自衛官の再任用制度について、60歳前においては3年以内の任期(事務官などは1年以内)を可能としているところである。なお、新中期防においては、高度な知識・技能・経験を有する隊員について、総合的に精強性の向上に資すると認められる場合には、積極的に再任用を行うこととしている。

参照 図表Ⅳ-2-1-5 (再就職援護のための主な施策)

図表Ⅳ-2-1-6 (再任用制度の概要)

図表Ⅳ-2-1-6 再任用制度の概要

区分	事務官など	自衛官
趣旨	○定年後においても引き続き隊員として働く能力と意欲のある者を改めて採用することにより、高齢だが有為な人材の積極的活用や雇用と年金の接続を図る。	
任用形態	○フルタイム勤務 ○短時間勤務	○フルタイム勤務に限定
任期	○1年以内、更新可能	○1年以内(60歳前は3年以内)、更新可能 ○防衛出動などの際は、一定の期間(1年～6か月)延長可能
任用上限年齢	○65歳	
休暇	○年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇(定年前と同様) ○短時間勤務の場合の年次休暇は、勤務時間などを考慮し20日を超えない範囲内	○年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇(定年前と同様)
給与	○職務の級または階級ごとに単一の俸給月額が支給されるほか、通勤手当などの諸手当が支給	

## 10 隊員の退職後の再就職についての規制

一方、自衛隊員の再就職については、公務の公正性の確保などの観点から規制<sup>12</sup>が設けられている。自衛隊員が離職後2年間に、その離職前5年間に防衛省と契約関係にあ

る営利企業に就職する場合は、防衛大臣などの承認が必要となっており、13（平成25）年、防衛大臣が自衛隊員の営利企業への就職を個別に承認したのは98件（97人）であった。

## 4 衛生機能の強化

### 1 防衛医科大学校に4年制の看護学科を新設

防衛省・自衛隊では、任務の多様化・国際化、医療技術の高度化・複雑化に十分に対応し得る専門的知識・能力と

豊かな人間性や的確な判断力を有する資質の高い看護師を養成する必要がある。このため、14（平成26）年4月、防衛医科大学校医学教育部に4年制の保健師および看護師の養成課程として「看護学科」を新設した。

VOICE

## 防衛医大医学教育部看護学科第1期生の抱負

防衛医科大学校（埼玉県 所沢市）

医学教育部看護学科 自衛官候補看護学生 あきほ 秋穂 ともか 朋花



入学式を終えて、防衛医科大学校の看護学生になった実感が湧いてきました。私は、防衛医科大学校の制服を着ることを大変誇らしく思います。この制服に恥じないよう良き自衛隊看護師になるため、勉学・訓練・学生生活など何事にも精力的に取り組んでいきます。将来は、国際貢献や災害派遣活動などにも参加することを希望しています。そのためにもこの4年間で、周囲にも気を配り、仲間と協力して行動する力を養いたいです。

1期生としての苦労もあるかとは思いますが、逆に1期生だからこそできることがあると思います。努力を重ね日々前進していきます。



修学中の筆者（阿部学生（左）と秋穂学生（右））

防衛医科大学校（埼玉県 所沢市）

医学教育部看護学科 技官候補看護学生 あべ 阿部 あさか 朝香

防衛医科大学校への入校を決めた頃、私は、親元を離れる生活、一般の大学とは異なる防衛省職員の立場、そして1期生であることに少なからず不安を感じていました。一方で、看護師になるためだけでなく社会人として成長する学びを得ることに、大きな喜びと期待を感じ胸がいっぱいでもありました。着校してからは、不慣れで戸惑うことも多くありましたが、一つひとつ丁寧に教えて下さる教官や他学科の先輩、ともに考え行動できる頼もしい同期生と出会うことができ、私は本当に幸せだと実感しています。

これからの4年間、防衛医科大学校で体験する全てに、真摯に全力で取り組んでいきます。

12 自衛隊法第62条（私企業からの隔離）に規定

看護学科には、幹部自衛官となるべき者を養成する課程（1学年75名。以下「自衛官コース」という。）と技官となるべき者を養成する課程（1学年45名。以下「技官コース」という。）の二つのコースがある。また、自衛官コースについては、幹部自衛官となるために必要な訓練も行う。看護学科卒業後、自衛官コース修了者は、幹部候補生学校での教育訓練を終えた後、自衛隊の衛生部隊や自衛隊病院などで勤務し、技官コース修了者は、高度な医療技術を必要とする防衛医科大学校病院で勤務することとしている。

## 2 医官・看護師などの教育の強化

自衛隊の医官は、階級、役職などに応じて、幹部自衛官としてふさわしい見識と素養、衛生分野のリーダーとしての統率力を有するとともに、総合臨床医としての能力を発揮することが求められており、平素から能力の維持・向上に努めている。

しかし、現在、医官の充足率は低く、特に国際平和協力活動などにおいて中核となるべき中堅層で顕著である。この要因は医官の離職であり、その主な理由の一つとしては「医師としての研修・診療機会の不足」があげられる。

今後、防衛省・自衛隊としては、研修・診療機会を拡充し、医官としての専門技能の修得、維持および向上を図るとともに、モチベーションの向上、組織に対するロイヤリ

ティーの向上を図ることにより離職を防止し、多様化する任務を適切に遂行し得る医官を養成するための各種施策を講ずることとしている。

また、新中期防を踏まえ、看護師や救急救命士などについても教育を強化し、より専門的かつ高度な技能を有する要員の確保に努めていく。

## 3 自衛隊病院の拠点化・高機能化など

自衛隊病院は各種事態対処時に隊員の後送病院としての役割を果たすとともに、平素は、隊員、家族などの診療、医療従事者の技量の維持・向上および養成のための教育機関としての役割も有している。

そのため、新防衛大綱および新中期防に基づき、自衛隊病院の拠点化・高機能化や病院・医務室間のネットワーク化を進め、地域医療にも貢献しつつ、防衛医科大学校病院などの運営の改善も含め、効率的かつ質の高い医療体制の確立を図っていく。

また、事態対処時において、第一線で負傷した自衛官などを最大限救命するための救護能力について、制度面も含めた所要の検討を行うとともに、迅速な後送態勢の整備を図る。また、一般の医科大学にはない防衛医学の教育・研究拠点としての防衛医科大学校の機能を強化することとしている。